

運営規程

認知症対応型共同生活介護 「グループホーム フルレー指扇」

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人フルホープ（以下「事業者」という。）が設置する介護老人福祉施設「認知症対応型共同生活介護 フルレー指扇」（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図ると共に、要介護又は要支援状態の入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適正な事業を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業の提供に当たっては、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- 2 入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを提供する。
 - 3 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 入居者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
 - 7 前6項の他、「さいたま市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月27日さいたま市条例第73号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供にあたっては、事業所の従業員によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(施設の名称等及び利用定員)

第4条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症対応型共同生活介護 「グループホーム フルレー指扇」
- (2) 所在地 〒331-0047 埼玉県さいたま市西区指扇 1377-1
- (3) 入居定員数 2ユニット18名（1ユニット9名）

(施設の職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1人以上（兼務可）
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(3) 計画作成担当者 1人以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関などとの連絡・調整を行う

(4) 介護職員 12人以上

介護職員は、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に入居者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを入居者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発症予防に細心の注意を払う。

カ 入居者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。

また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入居者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(利用料等)

第7条 事業所で行う事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、入居者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料金については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

(1) 入居敷金の徴収はありません。

(2) 家賃については、月額62,000円を徴収する。

(3) 食事提供に要する費用については、日額1,550円を徴収する。また、イベント食に関しては差額料金を徴収致します。

(4) 他、管理費月額15,000円、共益費月額12,000円をそれぞれ徴収する。

(5) その他の日常生活において通常必要となる物に係わる費用で、入居者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

(6) 月の途中における入退居については日割り計算とする。

(7) 前各号の利用料等の支払いを受けた時は、入居者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

(8) 事業の提供開始に際しては、あらかじめ、入居者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(9) 法定代理受領サービスに該当しない事業に係わる利用料金の支払いを受けた場合は、事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明証を入居者に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 事業の対応者は要介護者又は要支援者であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

(1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者

- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要するものであること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供者が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、事業者への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 事業の提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 入居者に対する事業の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 入居者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第10条 事業所は、非常事態に備えて、消防計画、風水害、地震などの災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加がえられるように連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(苦情処理)

- 第12条 事業所は、事業の提供に関わる入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(運営推進会議)

- 第13条 事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議は入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び事業について知見を有する者等により構成するものとする。
 - 3 運営推進会議の開催はおおむね2か月に1回以上とする。
 - 4 運営推進会議は事業の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に

周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第15条 事業は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業員その他の従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護従業員その他従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た入居者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人フルホープと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。※食事提供に要する費用について 改定